大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給要綱

(目的)

- 第 1 条 新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰の影響を受ける大阪府内に所在する私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校(以下「学校」という。)を設置する学校法人等(私立学校法第64条第4項の法人を含む。以下「設置者」という。)を支援することを目的とし、設置者に対し、「大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金」(以下「一時支援金」という。)を、予算の範囲内において支給することとし、その支給に関して、「大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給規則(令和4年大阪府規則第五号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
 - 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中「知事」とあるのは「大 阪府教育長(以下「教育長」という。)」と読み替えるものとする。

(支給の要件等)

- 第2条 規則第2条第1号及び第3条の規定による教育長が別に定める日は、令和4年5 月1日とする。
 - 2 規則第2条第1号の規定による教育長が別に定める対象学校は、令和4年度に大阪府私立高等学校等経常費補助金交付要綱、大阪府私立高等学校等経常費補助金(私立広域通信制高等学校運営費)交付要綱、大阪府私立幼稚園経常費補助金交付要綱、大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金交付要綱、大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金交付要綱、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱のいずれかに定める補助金の交付決定を受けた学校とする。
 - 3 規則第2条第2号の規定による教育長が別に定める教育活動は、幼児又は児童、生徒 に対して学校が定める教育時間内に実施するものとする。

(支給額)

第3条 一時支援金の支給額は規則第3条に定める額とする。

(支給の申請)

- 第4条 一時支援金の支給を受けようとする設置者は、規則第4条の規定による申請について、次に掲げる書類を、教育長が別に定める日までに教育長に提出するものとする。
 - 一 大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給申請書(様式第1号)
 - 二 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
 - 2 前項に掲げる書類は、教育長が別に定める日までに教育長に対し提出するものとする。

(支給の決定の通知)

第5条 規則第6条による通知は、設置者への一時支援金の支払いをもって通知とみなす。

2 知事は、規則第5条第1項の審査の結果、一時支援金を支給することが不適当であると 認めたときは、理由を付して、大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金不支給決定通知書 (様式第2号)により設置者に通知するものとする。

(支給の決定の取消通知)

第6条 知事は、規則第7条の規定による通知は、大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金 支給決定取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(調査)

第7条 教育長は、一時支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 一時支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた設置者は前項の調査に協力しなければならない。

(書類の保管)

第8条 支援金の支給を受けた設置者は、第4条に規定する書類及びその関係書類を当該 支援金の支給の決定があった会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

大阪府教育長 様

学校(園)名	
設置者名	
代表者名	

令和4年度大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金 支給申請書

標記について、以下のとおり申請します。

令和4年5月1日時点の生徒(園児・児童)数	人
一時支援金申請額	円

誓約·同意事項

私は、大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金の支給を申請するにあたり、下記の内容について誓約・同意します。

※各項目を確認し、誓約・同意するものにチェックしてください。すべてにチェックがない場合、支給できません。

申請要件をすべて満たしています。また、申請書に記載した事項については事実と相違ありません。	
申請時点において対象学校を休止・廃止していません。	
申請内容に虚偽や不正等が判明した場合は、一時支援金全部又は一部の返還と違約金及び返還に	
要する費用の支払いに応じます。]
大阪府から設置者の活動状況に関する調査、報告又は是正のために措置の求めがあった場合は、これ	
に応じます。また、申請内容に疑義があった場合に、大阪府が設置者の関係者に対して本申請の内容	
について調査することに同意します。	
申請内容の不備が、大阪府が指定する期限までに解消しなかった場合は、大阪府が当該申請は取り	
下げられたものとみなすことについて同意します。]
支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載した情報について、税務情報として使用すること	
があるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合は、税務情報として提供することについて	
同意します。	
支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載した情報について、大阪府の他の支援金等の事	
業(支援金、協力金その他申請者の事業継続に資するものに限る。)における審査・支給等の事務の	
ために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関]
の実施する同趣旨の支援金等における審査・支給等の事務のために提供することについて同意します。	
申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供す	
ることに同意します。]
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1	
号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同	
条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上	
記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	

学校(幼稚園)	番号		
担当者名			
電話番号			

第号年月日

様

大阪府教育長

大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金については、下記のとおり不支給とすることを決定したので、大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

理由:

第号年月日

様

大阪府教育長

大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定しました大阪府私立学校物価高騰対策 一時支援金については、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したの で、大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金交付要綱第6条の規定により通 知します。

記

理由: